

情報連携の対象となる独自利用事務の事例等の追加について

1 独自利用事務の情報連携とは

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 9 条第 2 項の規定により条例で定める事務を独自利用事務といい、条例を定めた地方公共団体は、その事務について独自に個人番号を利用することができる。

番号法第 19 条第 9 号において、独自利用事務のうち、番号法別表第二の第二欄に掲げる事務（以下「法定事務」という。）に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべき事務として個人情報保護委員会規則で定める要件を満たすと個人情報保護委員会が認めたものについては、他の行政機関等と情報連携を行うことが可能とされている。

また、準ずる法定事務の範囲を超えた特定個人情報についても、給付等の内容が独自利用事務と類似している法定事務において照会可能な特定個人情報であって個人情報保護委員会規則で定める要件を満たすものであれば情報連携を行うことが可能となる。

2 地方公共団体からの要望の状況

令和 5 年 2 月に実施した要望照会において、22 団体から計 40 件の要望を受け付けた。このうち、個人情報保護委員会規則に定める要件を満たすものについて、関係府省と調整の上、項目 3 及び 4 に掲げる表のとおり、事例等を追加することとしたい。

なお、要望の多くは既存の事例で情報連携が可能なものであった。

3 独自利用事務の事例の追加

これまで、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」として 38 事例を公表してきたところ、地方公共団体からの要望を受け、次のとおり事例を追加する（別添 1 及び別添 2 参照）。

追加する事例※	準ずる法定事務
国民健康保険の被保険者を対象とした健康診査の受診費用の助成に関する事務（42）	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の四十二の項）

※末尾の（ ）内は準ずる法定事務の番号法別表第二の項

4 準ずる法定事務以外の法定事務において照会可能な特定個人情報の追加

地方公共団体からの要望を受け、次の事例に給付等の内容が類似している法定事務において情報連携を行うことが可能な特定個人情報を追加する（別添2参照）。

事例※	給付等の内容が類似している法定事務
㉗就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）(113) <u>《106》</u>	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百六の項）
㉘妊産婦の医療費助成に関する事務（70） <u>《9》</u>	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の九の項）

※末尾の（ ）内は準ずる法定事務の番号法別表第二の項、《 》内は給付等の内容が類似している法定事務の番号法別表第二の項

※下線の箇所が今回追加する部分

5 情報連携開始時期

令和6年6月を予定している。